

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年1月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900415号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900101号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年2月26日から同年3月1日まで

A病院における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成13年2月26日となっているが、私は、同年2月25日まで出勤し、請求期間は年次有給休暇を取得して、同年2月28日に退職した。平成13年2月分の厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A病院を平成13年2月28日に退職し、平成13年2月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA病院の離職年月日は平成13年2月25日と記録されているほか、当該事業所から提出された従業員の社会保険の被保険者資格に関する事項が記載された資料には、請求者の備考欄に「2.25退」と記載されており、事業主は、請求者の退職日は同年2月25日であると回答していることから、請求者が同年2月28日まで同事業所に在籍していたことを確認することができない。

また、事業主は、上記の資料のほか、賃金台帳、人事記録等の資料は保管していないとしており、請求者の請求期間の厚生年金保険料を控除したかどうかについては不明と回答している。

さらに、請求者が記憶する同僚と姓が一致する者、請求期間においてA病院の厚生年金保険の被保険者である者及び請求期間当時の給与計算・社会保険事務担当者として当該事業所が氏名を挙げた者の合計35名に対して照会し17名から回答を得たが、請求者の退職時期や年次有給休暇の取得状況を記憶している者はいなかった。

加えて、A病院が加入しているB健康保険組合からの回答によると、請求者の当該事業所に係る健康保険の資格喪失年月日は平成13年2月26日であり、厚生年金保険の資格喪失年月日

と一致している。

また、請求者は平成 13 年 3 月 1 日に C 法人の厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、当該事業所から提出された A 病院に係る在職証明書によると、請求者の A 病院の退職予定日は平成 13 年 2 月 25 日と記載されている。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。